

集団予防接種業務委託契約書

小郡市（以下「甲」という。）と社団法人小郡三井医師会（以下「乙」という。）とは、予防接種法（昭和23年法律68号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、甲が行う予防接種の一部業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（実施要領）

第1条 予防接種の日程等については、甲が作成した実施計画による。

2 乙の会員たる医師は、甲の監督のもと仕様書に基づき業務を実施するものとする。

（業務の対象）

第2条 業務の対象は、仕様書のとおりとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条により行う業務の内、医師のなすべき行為については、乙を経由して乙の会員たる医師の協力を要請する。

第4条 乙の会員たる医師は、前条の協力要請に応じる旨を承諾した場合には、乙の指示により予防接種業務に従事する。

第5条 予防接種業務に従事する医師は、小郡市個別予防接種受託医療機関に所属する医師であること

（支払い）

第6条 甲は当該月の業務終了後、乙が提出する請求書を受領した日から30日以内に委託料の支払いをするものとする。

2 業務の委託料は、1回の予防接種、1人につき22,800円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（契約期間）

第7条 契約期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（業務従事中の事故）

第8条 甲は、業務に従事中又は甲の指示する指定場所に赴く途中、乙の会員たる医師が被った災害については、地方公務員の例に準じて補償する。

第9条 業務従事中の事故等の取扱いについては、法並びに例規に定めるところによる。

2 当該事業に従事した乙の会員たる医師が事故に関連して、医業上の不利益その他の損失を被った場合又はその恐れがある場合には、甲は、その損失を補償し、又は防止するため適切な措置を講じること。ただし、その事故が乙の会員たる医師の故意又は重大な

過失によって生じた場合は、この限りでない。

- 3 甲は、委託業務に関して被接種者が損害を被ったときは、健康被害に対する救済措置を講じるとともに、その損害が業務を担当した乙の会員たる医師の過失による場合には、甲において賠償責任を負担するものとする。この場合において、乙の会員たる医師に重大な過失がない限り、甲は乙の会員たる医師に対して求償することはできない。
- 4 委託業務を担当した乙の会員たる医師が、被接種者から損害賠償の訴えを提起された場合には、甲は訴訟参加などによって乙の会員たる医師に全面協力するものとし、乙の会員たる医師に重大な過失がない限り、甲においてその損害を直ちに補填するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 被接種者の個人情報（以下「個人情報」という。）について、次の各号のとおり定め、委託業務完了後においても同様とする。

- （1）乙の会員たる医師は、個人情報を外部に漏らしてはならない。
- （2）乙の会員たる医師は、業務処理の過程で個人情報に係る事故等が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- （3）乙の会員たる医師が前各号に定める事項に違反したときは、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。

（協議事項）

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 福岡県小郡市
代表者 小郡市長 平安正知

乙 福岡県小郡市上岩田1246番地
社団法人 小郡三井医師会
会長 蒲池 壽

小郡市集団予防接種仕様書

1．目的

予防接種により国民全体の免疫水準を維持するため、接種を受けることを希望する者に対して、予防接種を受ける体制を整える

2．対象者

小郡市に居住地を有する乳幼児（生後３か月から生後９０月に至るまでの間にある者）

3．事業内容

ポリオ予防接種

4．実施方法

集団予防接種

5．実施場所

小郡市二森 １ １ ６ ７ - １ 小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」

6．実施回数

年間８回

7．時間

到着時間 １３：２０

受付時間 １３：１５～１４：１５

予防接種時間 受付開始から最後の接種者が終了するまで

8．人員

- ・医師３名
- ・集団予防接種に従事する医師は、小郡市個別予防接種受託医療機関の医師であること

9．業務内容

〔医師の業務内容〕

一般診察

ア．問診事項の確認

イ．視診

ウ．聴診

予防接種の可否に関する判断

予防接種後の通常起こりうる反応及びまれに生じる重い副反応ならびに予防接種健康被害救済制度

について説明

〔医師会の業務内容〕

- ・ 予防接種実施月の予防接種終了後、医師会より小郡市へ委託料を請求する。小郡市より医師会へ支払われた委託料を出務した医師へ支払う。